

自動車専用道路	そ の 他	なお、中央区新富二丁目から中央区八重洲二丁目までの連結路を設ける。(延長約 1,120m、地下式、2車線) 中央区新富一丁目、銀座一丁目、京橋三丁目及び八重洲二丁目各地内に立体的な範囲を定める。 (面積約 13,800 m²の区域を対象) なお、大田区羽田四丁目地内に入口 1 箇所を設ける。 大田区羽田一丁目地内に出口 1 箇所を設ける。 大田区東糀谷三丁目地内に入口 1 箇所を設ける。 大田区羽田旭町地内に出口 1 箇所を設ける。 大田区羽田空港一丁目地内に入口 1 箇所、出口 1 箇所を設ける。 大田区平和島六丁目地内に入口 1 箇所を設ける。 大田区平和島五丁目地内に出口 1 箇所を設ける。 大田区平和島一丁目地内に入口 1 箇所を設ける。 大田区平和島二丁目地内に出口 1 箇所を設ける。 品川区南大井三丁目地内に入口 1 箇所を設ける。 品川区勝島二丁目地内に出口 1 箇所を設ける。 品川区勝島一丁目地内に入口 1 箇所、出口 1 箇所を設ける。 港区海岸三丁目地内に入口 2 箇所、出口 2 箇所を設ける。 港区東新橋一丁目地内に入口 1 箇所、出口 1 箇所を設ける。 中央区築地四丁目地内に入口 1 箇所を設ける。 中央区銀座五丁目地内に出口 1 箇所を設ける。 中央区築地一丁目地内に入口 1 箇所、出口 1 箇所を設ける。 中央区築地二丁目地内に入口 1 箇所を設ける。 中央区京橋三丁目地内に出口 1 箇所を設ける。 中央区銀座一丁目地内に出口 1 箇所を設ける。 中央区日本橋三丁目地内に入口 1 箇所を設ける。 中央区八丁堀一丁目地内に出口 1 箇所を設ける。 中央区日本橋本町一丁目地内に入口 1 箇所を設ける。 中央区日本橋本町二丁目地内に出口 1 箇所を設ける。 中央区日本橋本町四丁目地内に出口 1 箇所を設ける。 千代田区岩本町二丁目地内に入口 1 箇所を設ける。 台東区東上野二丁目地内に入口 1 箇所、出口 1 箇所を設ける。 台東区北上野一丁目地内に入口 1 箇所、出口 1 箇所を設ける。 なお、大田区羽田三丁目地内に幅員 17.6m、延長約 90m の環境施設帯を設ける。 なお、中央区八重洲二丁目及び千代田区丸の内一丁目地内に換気所を設ける。 なお、中央区新富一丁目地内に管理施設を設ける。	起点方向と都市高速道路第 4 号線起点方向を連結 入口起点方向 出口終点方向 入口終点方向 出口起点方向 入口終点方向、出口起点方向 入口起点方向 出口終点方向 入口終点方向 出口起点方向 入口終点方向 出口起点方向 入口起点方向、出口終点方向 入口起点終点方向、出口起点終点方向 入口起点方向、出口終点方向 入口起点方向 出口終点方向 入口終点方向、出口起点方向 入口起点方向 出口終点方向 出口起点方向 入口終点方向 出口起点方向 入口起点方向 出口終点方向 出口起点方向 入口終点方向 入口起点方向、出口終点方向 入口起点方向、出口終点方向 管理施設の内容 排水設備、避難誘導設備、管理事務所
---------	-------	--	--

「区域、立体的な範囲及び構造は、計画図表示のとおり」

理 由：都市高速道路における構造物の安全性を確保するとともに、交通の円滑化を図るため、変更する。